みんなで支える 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度とは

75歳以上(65歳～74歳は一定の障がいのある人)が対象の医療保険です。高齢者が安心して医療を受けることができるように、埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営し、幸手市は市民に身近な窓口業務などを担っています。

後期高齢者医療保険料の納付

後期高齢者医療制度では、前年の所得などに応じて、4月～翌年3月の1年間の保険料を算定します。7月中旬に令和元年度(平成31年度)分の納付通知書などを、被保険者あてに郵送します。

保険料の納付方法

保険料は、介護保険料とともに特別徴収(年金天引き)します。

ただし、75歳到達年度や市外から幸手市に転入した年度の保険料は、普通徴収(納付書納付・口座振替)となります。

▼口座振替

納付には納め忘れのない「口座振替」が便利です。

希望する人は、納付通知書に記載の金融機関または市役所窓口に納付通知書、通帳、届出印、キャッシュカード(要暗証番号)、本人確認書類を持参の上、手続きを行ってください。

※国民健康保険税を口座振替で納めていた人も、改めて金融機関で口座振替の手続きが必要です(自動で口座振替に切り替わりません)。

▼保険料額の算定方法

保険料額(年額)
限度額62万円

均等割額 41,700円 ＋ 所得割額 賦課の基となる所得金額×所得割率7.86%

※賦課の基となる所得金額とは、収入から当該収入の種類に応じた一定の金額を控除し、さらに基礎控除額(33万円)を控除した金額をいいます。

※所得の少ない世帯に属する人には、所得金額に応じて均等割額の軽減措置が設けられています。

※均等割額の軽減措置が改正されました。特別徴収(年金天引き)の人の令和元年度保険料変更分は、本徴収(10月～翌年2月)から反映されます。

■月々の医療費負担額が軽減「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付

入院や外来診療により、同一月内における同一医療機関での医療費が高額になる場合、住民税非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証(自己負担割合が3割負担の人は「限度額適用認定証」)を事前に医療機関の窓口に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなり、月々の負担が軽減されます。

さらに、住民税非課税世帯の人は、食事代の負担も軽減されます。

現在利用している認定証の有効期限は、7月末までです。8月以降も引き続き該当になる人には、新しい認定証を7月下旬に郵送します。

新規に認定証の利用を希望する場合は、申請が必要となります。

■8月から後期高齢者医療被保険者証が新しくなります(紫色)

現在交付している被保険者証の有効期限は、7月末までです。

8月からの新しい被保険者証は、7月中旬に簡易書留郵便で郵送しますので、有効期限(令和2年7月31日)と、住所・氏名・生年月日・自己負担割合などの内容をご確認ください。

▼期限切れの被保険者証

古い被保険者証は保険年金課に返却、または個人で処分をお願いします。

問合せ　保険年金課後期高齢者医療担当☎(43)1111内線147、197・FAX(43)1125

みんなで支える 介護保険制度

介護保険制度とは

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。介護保険料を納めて、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで介護サービスを利用できます。

介護保険料の納付

市内に住所を有する人のうち、65歳以上の人が「第1号被保険者」となります。

第1号被保険者の保険料は、前年の所得などに応じて、4月から翌年3月までの1年間の保険料を決定しています。

7月中旬に令和元年度の納付通知書などを、第1号被保険者を対象に郵送します。

詳細は、納付通知書に同封の案内をご覧ください。

みなさんが納める保険料は、市や国、県の負担金などとともに、介護保険制度を健全に運営するための大切な財源となりますので、保険料の納付について、ご理解とご協力をお願いします。

介護保険給付費の財源内訳(在宅の場合)

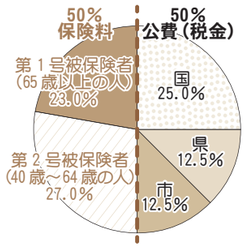

保険料の納付方法

65歳以上になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。

納め方は受給している年金の額によって、特別徴収(年金天引き)と普通徴収(納付書納付・口座振替)に分かれます。

▼特別徴収(年金天引き)の人

納期　年金受給月(4月・6月・8月・10月・12月・令和2年2月の全6回)

対象　つぎの要件すべてに該当する人

①平成31年4月1日現在、市内在住で65歳以上の人

②老齢・退職年金、遺族年金または障害年金の年金受給額が年額18万円以上の人

※65歳到達年度や幸手市に転入した年度の保険料は、普通徴収(納付書納付・口座振替)となります。

▼普通徴収(年金天引き以外)の人

納期　7月から令和2年2月までの毎月(全8回)

納付方法　介護保険料納付通知書により、最寄りの金融機関などで納付をお願いします。なお納付の際、納付通知書は切り取らないでください。

※コンビニエンスストアでは納付できません。

令和元年度 所得段階別介護保険料

10月からの消費税増税に伴い、65歳以上の人で市民税非課税世帯(所得段階第1～3段階)の人の介護保険料を軽減します。【基準額は54,100円】

所得段階	保険料基準額に対する調整率	保険料(年額)
第1段階	基準額×0.325	17,500円
第2段階	基準額×0.475	25,600円
第3段階	基準額×0.675	36,500円
第4段階	基準額×0.9	48,600円
第5段階	基準額×1	54,100円
第6段階	基準額×1.2	64,900円
第7段階	基準額×1.3	70,300円
第8段階	基準額×1.5	81,100円
第9段階	基準額×1.7	91,900円

■8月から介護保険負担割合証が新しくなります

現在交付している介護保険負担割合証の適用期間は、7月末までです。

8月からの介護保険負担割合証は、7月下旬に特定記録郵便で郵送しますので、適用期間(8月1日～令和2年7月31日)と、住所・氏名・生年月日・利用者の負担割合(1割、2割または3割)などの内容をご確認ください。

▼期限切れの介護保険負担割合証

古い介護保険負担割合証は介護福祉課に返却、または個人で処分をお願いします。

問合せ　介護福祉課介護保険資格管理担当☎(42)8444・FAX(43)5600